



今を生きるために

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による解雇や休業に伴い、法テラスに対しても、経済的に苦境に立たされている多くの方からのさまざまな相談が寄せられつつあります。たとえば、借金が支払えない場合には、法的に借金を整理する方法がありますし、事業の継続を目指すための給付金や支援策も整備されています。しかし中には、手持ちもわずかで、明日を生きることが難しいという状況の方もたくさんおられます。

■ そのような方は、どうか生活保護の申請をためらわないでください。私たちに、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第25条、生存権)が保障されています。生活保護を受給することは、私たちが今を生かすために保障された権利なのです。

■ 生活保護に対する誤解や偏見から、もしかしたら生活保護を申請することは勇気がいることかもしれません。しかし、生活保護を受給することは決して恥ずかしいことではありません。日々をどんなに一生懸命に過ごしていても、私たちは誰でも、何かのきっかけで暮らして困窮してしまうことがあります。そんなときは、まず生活保護というシエルターに避難して、自分や家族の命を守ってください。もし嵐が過ぎ去って、元気が出たら、またそのときに、その後のことを考えればいいのだと思います。どうか、今を生き抜くことをためらわないでください。

■ さて、当事務所では、感染症拡大の影響により生じたさまざまな法的問題を含め、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-3383)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

夏山遭難の防止 ～体力や技術の過信は遭難のもと～

山の雪解けが進み、野山が緑に包まれる時期になると、登山やハイキング等で山に出かける人が多くなります。

しかし、山や自然の中では、日常生活では想定できない危険に満ちているため、低山でも安易に登ると遭難する危険があります。

安全で楽しい登山をするために、次の点に注意しましょう。

- 1 登山は十分な装備とゆとりある計画を立て、自分の体力や技量にあった山を選びましょう。
- 2 登山計画書は命をつなぐザイルです。
家族や職場のほか、最寄りの警察署や交番・駐在所にも提出しましょう。
- 3 山の天気は変わりやすいので入山前に天気予報、山岳情報を確認しましょう。
- 4 経験豊富なリーダーのもと複数による入山を心がけ、できるだけ単独での登山は控えましょう。
- 5 ヒグマとの遭遇を避けるため、ヒグマ出没情報の有無を確認し、人の存在を知らせるため音を出しながら歩きましょう。
- 6 万一の遭難に備え、携帯電話等の通信手段を携行しましょう。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110